

標準報酬月額の特例改定(特例)について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく減少した被保険者については、一定の要件を満たした場合は、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により報酬が減少した翌月から改定できることになりました。

標準報酬月額の特例改定には、事業主様からの届出が必要となりますので当組合までご連絡ください。

●詳細はこちらをご覧ください●

 [標準報酬月額の保険者算定の特例について](#)